近代憲法上の国民という概念について―東アジア諸国のカオスを焦点に―

国立彰化師範大学　魏培軒

東アジア諸国（日本、韓国および台湾）が戦後に劇的な憲政秩序の変化を迎え、従来当たり前に認められる国民概念には、複雑な政治的考慮と人権問題が内在しています。本報告は、東アジア諸国民の実像と虚像を見直し、国民概念を再考しようと試みるのです。

一、はじめに

1、近代国家の基本的構造（領土、国民、主権）：国家の三要素論

近代国民国家の原型は領域国家であり、国民国家が明確な領域性に依存しています。近代の国民国家体系は、強固な領域概念、「土地と権力との結合」という形で展開される領域高権としての主権概念によって構築されるのです。ところが、そういう領域国家の形成は、特定の時間と空間のもとに行い、近代化がもたらす産物にほかなりません。

2、国民集団の創造と誕生：フランス大革命

平等な地位を有する「市民」と、当該国家共同体に所属してはない「非市民」とを、法的な権利・義務関係によって区分する内的境界も、近代国家の領域性に由来するのです。内的境界が、国家領域内の諸人間とそれらの法的関係の区別を正当化して、外的境界と同時に、近代国家の排除と包摂の任務を担当し、国家主権の完全性を維持する力を保有します。ここでは、国民概念が登場しました。

3、山梨出身者の小澤開作のゆめ：五族協和の理想

国民集団の共通性は何でしょうか。ここでは、山梨県出身の有名人（小澤征爾のお父さん、小澤征悦のお爺さん）小澤開作の理想を言及します。小澤開作の夢は、五族協和です。五族協和とは、満洲国の民族政策で「和（倭、日）・朝・満・蒙・漢（中）」の五民族が協調して暮らせる国を目指しました。それゆえ、小澤は満洲国を日本の統治や傀儡国家としてではなく、五族協和の王道楽土として実現する国を強調していました。

二、国民概念の内在的な難問

1、近代立憲主義の矛盾：閉鎖的な国家主権と普遍的な基本人権

フランス革命と人権宣言に内包する、一見すると互いに矛盾しているかの

ような二つの要素、すなわち「普遍性」および「閉鎖性」、そして、その二つの要素を具現する異なった権利概念「人権」および「市民権」が生じます。両者の矛盾は、近代国民国家の論理に内在しています。

2、国民は誰ですか：アメリカ独立宣言の署名者

アメリカの独立宣言の署名者は、「善良なる人民」です。しかし、このような人民は、文書が署名された前に存在していません。すなわち、この人民は代表者たちを介して権利上署名したことになるのだが、まさに「善良なる人民」の権利は、というよりむしろそうした権利を備えた「アメリカ国民」の存在そのものが、当の署名によって生み出されます。署名が署名者を発明します。それ自体としては未だ存在しないはずの「主権者」が署名して、自らを生み出したことになります。

3、流動的な国民概念：国籍をめぐる政治的な考慮

国民概念の内実は、競合的な諸物語の相互連鎖によって形成されます。それは、一時的な統合状態が、やがて新たな対立や論争によって異議を申し立てられ引き裂かれることになり、新しい統合を目指す再構成の過程を繰り返します。その意味では、国民概念は、それ自体未完の物語であり、異なる要素と解釈によって絶えず定義され直されるのです。したがって、国家市民のアイデンティティを定義することは、立憲的な自己創出の継続的なプロセスにほかなりません。

三、日本国民の場合

1、大日本帝国の発明：国籍と戸籍との分離

一般的な理解では、日本国民だったら、日本国籍と日本戸籍は同時に存在するのであるが、法律史から見れば、そうではありません。大日本帝国時代、植民地を効果的に統治し、植民地住民の権利を制限するため、表向きは植民地住民が当然日本国籍を有していたにもかかわらず、戸籍制度の設計によって植民地住民と内地住民との間に不平等な扱いが生じました。

2、戦争悲劇の終末：植民地を捨て駒として

大日本帝国が崩壊した後、日本国民を純化するために、戸籍をもって国民を選別したのです。戦後 1945 年 12 月成立した衆議院議員選挙法改正法では、附則に「戸籍法の適用を受けざる者の選挙権は当分の間に停止し」という規定を設け、「内地」に生活している旧植民地出身者の参政権を奪いました。サンフランシスコ平和条約の発効を目前にした 1952 年 4 月 19 日、法務府民事局長の「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人などに関する国籍及び

戸籍事務の処理について」という通達が出され、旧植民地出身者の日本国籍を正式的に奪いました。在日朝鮮人または在日台湾人が「帝国臣民」から一転して「外国人」と宣告しました。

3、新憲法秩序における国籍の絶対性：在外国民と在日朝鮮人との分別

民主主義の核心的な理想は、「治者と被治者の自同性」です。簡単に言えば、被統治者が参政権をもって統治者を選定し、政治的領域を参入することです。しかし、そういう民主主義の理想は、国籍に大きく制限されています。最高裁は、「主権が『日本国民』に存するものとする憲法前文及び 1 条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法 15 条 1 項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、わが国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である」と認めました。

四、韓国国民の場合

1、分裂国家の宿命（北朝鮮と南朝鮮）

いわゆる分裂国家である大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国は、いずれもが、朝鮮半島の全地域を支配し、そこに住む住民を自国国民とし、さらに自らを唯一の正統政府であると主張しています。ところが、そういう状況で、大韓民国はどのように朝鮮半島上の住民を国民として判別しますか。ここでは、大日本帝国の戸籍はもう一度重要な役割を果たしています。

2、大韓民国憲法の正統的な設定：朝鮮半島の領土と国民

大韓民国憲法が制定される直前に、「国籍に関する臨時条例」が制定されました。臨時条例には「最初の韓国国民」に関する規定が設けられていないが、朝鮮戸籍をもって補完されれば十分明確です。つまり、大韓民国は、植民地時代の朝鮮戸籍を基準として、韓国成立時の自国国民の範囲を決定しています。最初の韓国国民は、朝鮮戸籍の登録者です。さらに、朝鮮半島のすべての人民を登録対象とした植民地時代の朝鮮戸籍は、韓国国民の範囲を確定するだけでなく、韓国憲法の領土条項と相互的に関係して、朝鮮半島の完全な主権を担保することができます。ですから、大韓民国の実際の統治領域は北緯 38 度以南の朝鮮に限られているにもかかわらず、最初の韓国国民は北朝鮮の人民を含めるから、血統主義の原則に従って、北国の人間が韓国国民の身分を持ち続けています。

3、北朝鮮公民の法的地位：脱北者の対応について

北朝鮮公民が韓国国民の身分を有していることは、1996 年韓国最高裁判所判決にも明確に認められました。原告は、朝鮮人を父親として出生したことによって、臨時条例の規定により朝鮮国籍を取得し、1948 年 7 月 17 日大韓民国憲法の公布と同時に、大韓民国国籍を取得しました。たとえ、原告が北朝鮮法の規定によって北朝鮮国籍を取得しても変わりません。脱北者が当然ながら大韓民国の国民です。

五、台湾国民の場合

1、中華民国憲法の選択（阿 Q 正伝：精神的勝利法）

戦後に同じ分裂国家の局面に立っている中華民国は、大韓民国の場合と同様に、国家領土と国民身分について、統一国家の理想的なモデルをもって憲法を制定しています。こうした正統的な解釈からすれば、中華民国政府は現実的な統治権と理想的な主権を分離して、台湾だけを統治しているが、国家主権を中国大陸にも及びます。

2、大陸地域人民の概念：国籍の曖昧化

憲法規範の制定と解釈について、中華民国と大韓民国は同じ分裂国家として、類似した方向性を有することは言うまでもない。しかし、台湾と韓国と決定的な相違点は二つがあります。まずは、分裂国家の間に人間流動の可能性です。現行法が両岸人民の身分を区別する基準として戸籍を用いており、明快な定義を提出しています。政治的考慮に基づいて、中国大陸人民の国民身分を否定すること、または、中国大陸人民を台湾人民と同様に対応すること、両社とも不適切ですから、結局、戸籍制度を利用して合理的な解決策を打ち出します。

3、日本の蓮舫と中国の李貞秀：議員資格の攻防

中華民国と大韓民国は同じ分裂国家ですが、もう一つの決定的な相違点があります。つまり、韓国とは違って、台湾は国際社会において独立国家として承認されていません。特別な政治的共同体ですから、中華民国の国民身分に関する問題は、想像以上複雑とも言えます。ここでは、二つの代表的なケース、二つとも議員身分に関するケースを紹介したいです。まずは、最近台湾社会内部に注目された、李貞秀（りていしゅう）の問題です。次は、日本の皆様よく知っているケース、立憲民主党所属の参議院議員蓮舫さんです。

六、おわりに

1、国民概念とアイデンティティの関わり：法規範の限界性

「われわれ国民」または「善良なる人民」という署名は、新しく他者がそれを読むたびごとに反復され連署され、あらゆる読解可能性を獲得します。国民であることは静態的な現実ではない。国民概念に関する民主的反復によってこそ、普遍主義と個別主義とのつながりを強固に保証する架橋がありえます。ここでは、法規範の限界性を浮かび上がらせる政治的交渉は、国民概念の基礎とも言えます。

2、可能性の組み合わせ：国歌と国語とのセットについて

アメリカ哲学者ジュディス・バトラーは、面白い本「国家を歌えのは誰か？」を書いて、国民概念とアイデンティティとのかかわりを検証しようとしました。バトラーによれば、例えば「中南米からの移住民がスペイン語で米国国歌を歌う」ことが表明したように、グローバル時代において国民アイデンティティは無限の可能性を有しています。

3、比較憲法学の醍醐味：京都大学留年者サークル

東アジア諸国、日本、韓国と台湾は、法律史から見れば非常に密接な関係を持っており、歴史と未来を共有して、類似した問題にも直面しています。例えば、日本法体系におけるすごく特殊な行政法概念「行政指導」は、世界中にも日本、韓国と台湾の行政手続法にしか規定されていません。同様な歴史的経緯を有しているから、共通の問題に対応するために、比較憲法学の研究成果は欠かせないものだと思っております。